

令和3年3月17日

保護者の皆様へ

神戸市

令和3年度神戸市立放課後児童クラブ（学童保育）休会の 年間上限回数について（通知）

令和3年度の休会の年間上限回数について、下記の通りの取扱いと致します。詳細は下記をご覧ください。

記

1. 年間上限回数について

- ・休会については、年度内に2か月までとなっております。
- ・ただし、下記の場合の休会については、新型コロナウィルス感染症に関連した休会として特例措置とし、上記回数に含みません。
 - ① 兵庫県に緊急事態宣言が発令されている期間中、感染拡大防止のため、利用自粛する場合。
(例) 緊急事態宣言の発令期間：1月13日～2月28日→1月・2月は特例措置の対象。
 - ② 新型コロナウィルス感染症に罹患、もしくは濃厚接触者・健康観察者に保健所より指定された事等を理由に利用自粛する場合。
 - ③ 新型コロナウィルス感染症拡大に伴う出勤抑制等により、一時的に家庭で児童を見守る事が可能となった場合。

2. 備考

- ・休会が適用された月については、利用料は発生しません。ただし、休会手続きの完了が月の中旬（15日頃）以降になると、一旦引き落としが行われ、後日還付になります。
- ・該当月に利用が1日でもある場合は利用料が発生します。
- ・特例措置による休会の場合は、休会届に新型コロナウィルス感染症に関連した休会であることが分かるよう理由を記載してください。
(例) 緊急事態宣言発令に伴う利用自粛のため、等
- ・休会届は休会する前月末までに各放課後児童クラブへ提出するよう期限を厳守ください。